

佐世保工業高等専門学校 EDGE キャリアセンター規則

(令和元年8月8日制定)

(趣旨)

第1条 この規則は、佐世保工業高等専門学校学則第6条の規定に基づき、佐世保工業高等専門学校 EDGE キャリアセンター（以下「センター」という。）の組織及び管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、佐世保工業高等専門学校（以下「本校」という。）の教育研究組織として、アントレプレナーシップ教育、国際交流、地域企業等との連携、キャリア支援等のための教育・支援を行い、問題解決能力、国際化能力の開発等の学生の資質向上に資することを目的とする。

(部門)

第3条 センターに、次の各号に掲げる部門を置く。

- 一 アントレプレナーシップ教育部門
- 二 国際交流部門
- 三 地域企業連携部門
- 四 キャリア支援部門

(業務)

第4条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 アントレプレナーシップ教育及び支援に関すること。
- 二 国際交流に関すること。
- 三 地域企業等と連携した教育及びインターンシップ等の開発に関すること。
- 四 学生のキャリア支援に関すること。
- 五 その他センターの目的達成に必要な業務に関すること。

(組織)

第5条 センターに、次の各号に掲げる教職員を置く。

- 一 センター長
- 二 副センター長
- 三 部門長
- 四 センター員
- 五 その他校長が必要と認める教職員

(センター長)

第6条 センター長は、校長補佐（アントレ・国際交流担当）が兼務する。

- 2 センター長は、センターの業務を統括する。
- 3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第7条 副センター長は、本校専任教員の中からセンター長の推薦により校長が選任する。

2 副センター長は、センター長を補佐する。

3 副センター長の任期は1年とし、再任を妨げない。

4 副センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(部門長)

第8条 部門長は、第3条各号に定める部門ごとに、第5条第4号若しくは同条第5号に定める者の中からセンター長の推薦により校長が選任する。

2 部門長は、センター長の命を受け、各部門の業務に従事する。

3 部門長の任期は1年とし、再任を妨げない。

4 部門長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター員)

第9条 センターに、センター業務を支援するため、センター員を置く。

2 センター員は、各学科及び基幹教育科の教員からそれぞれ3名を選出するものとする。

3 センター員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(運営委員会)

第10条 センターに、センターの運営に関し必要な事項を審議するため、佐世保工業高等専門学校EDGEキャリアセンター運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第11条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

一 第4条各号に定める業務に関すること。

二 各部門の連絡調整に関すること。

三 その他センターの管理運営に関すること。

(組織)

第12条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

一 センター長

二 副センター長

三 筆頭副校長

四 部門長

五 センター員

六 技術室長

七 総務課長

八 学生課長

九 その他センター長が必要と認めた者

(委員長)

第13条 委員会の委員長は、センター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代行する。

(会議)

第14条 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第15条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(専門部会)

第16条 委員会に、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し、必要な事項は別に定める。

(事務)

第17条 センターの事務は、総務課及び学生課において処理する。

(その他)

第18条 この規則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規則は、令和元年8月8日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

2 佐世保工業高等専門学校キャリア教育支援室規程(平成26年4月1日制定)は廃止する。

3 この規程施行の際、第6条、第7条、第8条、第9条の規定にかかわらず任期は令和2年3月31日までとする。

附 則(令和2年3月30日)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月4日一部改正)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。